

令和5年5月8日

保護者各位

苫小牧市健康こども部こども育成課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに伴う  
保育所等での対応等について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、保育所等への登園基準が下記のとおり変更となります。

また、令和5年4月より市立みその保育園において、病後児保育事業を開始いたしましたので、併せてお知らせいたします。

今後も、感染拡大防止へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る登園基準について

園児が陽性となった場合、「発症の翌日から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」登園はできません。家族が陽性となった場合については、園児に症状がなければ登園可能となります。

引き続き、各施設が実施する感染症等の拡大防止のための取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

2 病後児保育の開始について

令和5年4月より、市立みその保育園において、病後児保育事業を開始しております。

(1)対象児童 幼児教育・保育施設等に入園し、保護者の就労等により家庭保育が困難な満1歳以上の児童で、病気やけがの回復期にあるものの、集団生活は困難な児童

(2)実施日 月曜日から金曜日（国民の祝日、年末年始は除く）

(3)時間 8時30分から17時まで

(4)利用料 3歳以上児 1,500円、3歳未満児 1,700円  
（給食が必要な場合は、300円が上乗せとなります。）

(5)その他 利用に当たっては、事前に利用登録をしていただき、医療機関を受診した上でお申込みいただく必要があります。利用申込、利用に関するお問い合わせは、上記時間内にみその保育園（0144-84-3603）へご連絡をお願いいたします。

※病後児保育の詳細はこちら



<担当> 健康こども部こども育成課  
電話 0144(32)6224